

提案第 1 号

合併協定項目（案）について

合併協定項目について、別添案のとおり定める。

合併協定項目(案)

	項 目		項 目
1	合併の方式	25	各種事務事業の取扱い
2	合併の期日	1	国際交流・広域交流事業
3	新市の名称	2	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	3	広報広聴関係事業
5	財産及び債務の取扱い	4	納税関係事業
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	5	消防防災関係事業
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	6	交通関係事業
8	地域審議会の取扱い	7	窓口業務
9	地方税の取扱い	8	保健衛生事業
10	一般職の職員の身分の取扱い	9	障害者福祉事業
11	特別職の身分の取扱い	10	高齢者福祉事業
12	条例・規則等の取扱い	11	児童福祉事業
13	事務組織及び機構の取扱い	12	保育事業
14	一部事務組合等の取扱い	13	生活保護事業
15	使用料・手数料等の取扱い	14	その他の福祉事業
16	諮問機関等の取扱い	15	健康づくり事業
17	補助金・交付金等の取扱い	16	ごみ処理事業
18	町名・字名の取扱い	17	環境対策事業
19	慣行の取扱い	18	農林水産業関係事業
20	行政区の取扱い	19	商工・観光関係事業
21	公共的団体等の取扱い	20	勤労者・消費者関連事業
22	国民健康保険事業の取扱い	21	建設関係事業
23	介護保険事業の取扱い	22	上下水道事業
24	消防団の取扱い	23	学校の通学区域
		24	学校教育事業
		25	文化振興事業
		26	コミュニティ施策
		27	社会教育事業
		28	社会福祉協議会
		29	その他事業
		26	新市建設計画

合併協定項目について

1 合併の方式

- ・ 新設合併とするか編入合併とするかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものなので、優先して議論されるべき事柄であるとされています。
- ・ 新設合併と編入合併の主な相違は次のとおりです。

新設合併

1市2町を廃してその区域をもって新市を設置する場合がこれに該当する。

1市2町の法人格が消滅するとともに、新しい法人格（新市）が発生する。

編入合併

祖父江町・平和町を廃してその区域を稲沢市に編入するような場合がこれに該当する。

この場合、編入する稲沢市の法人格は、合併によってなんら影響を受けず、その区域が編入される祖父江町・平和町については、法人格が消滅する。

事項	新設合併	編入合併
名称	新たに市町村の名称を制定する。	編入する市町村の名称となる。条例を改正することにより名称を変更することができる。
事務所の位置	新たに事務所の位置を制定する。	編入する市町村の事務所の位置となる。条例を改正することにより事務所の位置を変更することができる。
議員	<p>原則...1市2町の議員はすべて身分を失い、合併後 50 日以内に新たに設置選挙が行われる。</p> <p>特例...次のいずれかによることができる。</p> <p>設置選挙において、新設合併特例定数（法定上限の 2 倍（34 人×2 倍=68 人）まで）とする。（定数特例）</p> <p>1市2町の議員全員（28 人+18 人+14 人=60 人）が新市の議員として最長 2 年間（17.3.1 合併の場合、最長 19.2.28 まで）在任する。（在任特例）</p>	<p>原則...編入される市町の議員が身分を失い、編入する市町の議員の身分に影響はない。</p> <p>特例...次のいずれかによることができる。</p> <p>増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において法定上限を超えた定数（編入合併特例定数）とする。（増加分は編入された区域に配分）（定数特例）</p> <p>【試算】稲沢市に祖父江町・平和町を編入する場合</p> <p>祖父江町選挙区 28 人×23,163/100,270=6 人</p> <p>平和町選挙区 28 人×13,505/100,270=4 人</p> <p>編入される市町の議員は編入する市町の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併特例定数を採用することができる。（在任特例）</p> <p>【試算】稲沢市に祖父江町・平和町を編入する場合</p> <p>祖父江町・平和町の議員全員が稲沢市議会議員の任期満了（19.9.30）まで在任する。</p>
特別職	1市2町の特別職はすべて身分を失い、新市で新たに選挙（選任）される。	編入する市町の特別職の身分に影響はなく、編入される市町の特別職は全て身分を失う。
条例規則	従来の条例・規則は失効する。（新たに制定する。）	編入する市町の条例・規則が適用される。（合併に伴い必要な改定を行う。）

2 合併の期日

- ・ 合併の効力発生要件である総務大臣告示までのスケジュールを踏まえ、事務の移行や電算システムの統合などに要する期間の確保に配慮しながら、ある程度余裕を持って、目標とする時期を協議により選定する必要があります。
- ・ なお、合併特例法の優遇措置の適用を受けようとする場合には、平成 17 年 3 月 31 日までの間に合併が成立している必要がありますが、現在、この期限までに市町の議会が合併を議決し、知事に合併を申請していれば、優遇措置を適用する方向で国における検討が進められています。

3 新市の名称

- ・ 新市の名称については、既存の市の名称と同一となったり、類似することとならないよう配慮すべきであるとされています(「地方自治法の一部を改正する法律の施行について」昭和 45.3.12 付け自治振第 32 号 自治事務次官通知)。
- ・ 具体的な新市名の決定方法は協議に委ねられていますが、協議会における投票で名称を決定した例(静岡市)や名称を広く公募し、協議会で候補を絞り込んだ上で択一式の市民意向調査を実施して名称を決定した例(西東京市)があります。

4 新市の事務所の位置

- ・ 新設合併の場合には、新市の事務所(市役所)の位置を新たに決定する必要があります。
- ・ 編入合併の場合には、編入する市町の役所・役場が新市の市役所となりますが、合併に伴って条例を改正し、市役所の位置を変更することは可能です。
- ・ なお、地方自治法第 4 条では、市町村の事務所の位置を定め又は変更する場合には、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」こととされています。

【参考 地方自治法(抄)】

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【参考】平成元年以降の合併における関係団体数・人口規模の相違別合併の方式・名称採用状況（平成15年4月末現在）

(1) 関係団体数・人口規模の相違別合併の方式採用状況

(単位：件)

最大市町村人口 第2位市町村人口	2団体		3団体		4団体		5団体		6団体		総計		
	新設	編入	新設	編入	新設	編入	新設	編入	新設	編入	新設	編入	計
3倍未満	6	0	5	0	1	0	2	0	1	0	15	0	15
3～10倍	2	6	1	1	1	0	0	0	0	0	4	7	11
10倍以上	0	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	7	7
総計	8	11	6	2	2	0	2	1	1	0	19	14	33

1市2町・・・最大市町村人口÷第2位市町村人口=100,270人÷23,163人=4.33倍

(2) 最大市町村人口÷第2位市町村人口=3倍～10倍の合併事例

ア 関係団体数=2団体(8件)

新市町村名	岩手県 盛岡市	長野県 飯田市	茨城県 ひたちなか市	茨城県 鹿嶋市
合併の成立	H 4. 4. 1	H 5. 7. 1	H 6. 11. 1	H 7. 9. 1
合併の方式	編入	編入	新設	編入
新市の名称	人口最大市町村 の名称	人口最大市町村 の名称	新たな名称	新たな名称
合併関係市町村 (合併直前国調人口)	盛岡市 (235,434) 都南村 (43,063)	飯田市 (91,859) 上郷町 (14,636)	勝田市 (109,825) 那珂湊市 (32,577)	鹿嶋町 (45,227) 大野村 (13,865)
計	278,497	106,495	142,402	59,092
最大市町村人口 第2位市町村人口	5.47倍	6.28倍	3.37倍	3.26倍

新市町村名	茨城県 潮来市	岩手県 大船渡市	茨城県 つくば市	福岡県 宗像市
合併の成立	H13.4.1	H13.11.15	H14.11.1	H15.4.1
合併の方式	編入	編入	編入	新設
新市の名称	人口最大市町村 の名称	人口最大市町村 の名称	人口最大市町村 の名称	人口最大市町村 の名称
合併関係市町村 (合併直前国調人口)	潮来町 (25,694) 牛堀町 (6,103)	大船渡市 (36,569) 三陸町 (8,590)	つくば市 (165,978) 荳崎町 (25,836)	宗像市 (81,588) 玄海町 (9,559)
計	31,797	45,159	191,814	91,147
最大市町村人口 第2位市町村人口	4.21倍	4.26倍	6.42倍	8.54倍

佐賀県鹿嶋市との名称の重複を避けるため、合併協議会の会議において名称の変更を確認したものの。

イ 関係団体数 = 3 団体 (2 件)

新市町村名	岩手県 北上市	広島県 廿日市市
合併の成立	H 3. 4. 1	H15. 3. 1
合併の方式	新設	編入
新市の名称	人口最大市町村 の名称	人口最大市町村 の名称
合併関係市町村 (合併直前国調人口)	北上市 (58,779) 和賀町 (14,777) 江釣子村 (9,346)	廿日市市 (73,587) 佐伯町 (12,621) 吉和村 (853)
計	82,902	87,061
最大市町村人口 第 2 位市町村人口	3.98 倍	5.83 倍

ウ 関係団体数 = 4 団体 (1 件)

新市町村名	山口県 周南市
合併の成立	H15. 4. 21
合併の方式	新設
新市の名称	新たな名称
合併関係市町村 (合併直前国調人口)	徳山市 (104,672) 新南陽市 (32,153) 熊毛町 (16,038) 鹿野町 (4,520)
計	157,383
最大市町村人口 第 2 位市町村人口	3.26 倍

5 財産及び債務の取扱い

- ・ 従来在市町村が有していた正負の財産や公の施設等は、協議の中で全てを新たな市町村に引き継ぐことと決定されることが多い事項ですが、特別の事情がある場合には財産区が設置される例があります。
- ・ なお、財産の取扱いについては、協議会の協議結果に基づいて、市町が財産処分に関する法的な協議を行うことにより定められますが、この「協議」には1市2町の議会の議決が必要です。（通常合併の議決と同一議会において処理。）

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- ・ 合併後の新しい市町村の人口を基準として定数の上限（1市2町＝34人）が算定されることとなります。
- ・ 原則として、新設合併の場合には合併により消滅する市町村の全議員が身分を失い、編入合併の場合には編入により消滅する市町村の議員が身分を失うこととなります。
- ・ なお、合併特例法による特例制度が設けられており、一定の期間合併前の全議員がそのまま在任する制度（在任特例）や定数を法定の上限を超えて増加させる制度（定数特例）があります。
- ・ これらの特例の適用については、協議会の協議結果に基づいて、市町が法的な協議を行うことにより定められますが、この「協議」には1市2町の議会の議決が必要です。（通常合併の議決と同一議会において処理。）

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- ・ 市町村の農業委員会の委員についても、合併に対する取扱いは、議会の議員と同様ですが、在任について特例措置が設けられています。
- ・ 具体的には、選挙による委員について、新設合併の場合には10人以上80人以内で定めた数の者に限り、編入合併の場合には40人以内で定めた数の者に限り、一定の期間引き続き新市の農業委員会の委員として在任できることとされています。
- ・ これらの特例の適用については、協議会の協議結果に基づいて、市町が法的な協議を行うことにより定められますが、この「協議」には1市2町の議会の議決が必要です。（通常合併の議決と同一議会において処理。）

8 地域審議会の取扱い

- ・ 地域審議会は、現在の市町区域を単位として設けられ、新市の施策に関して新市の市長から諮問を受け、又は必要に応じて市長に意見を述べるができる、合併特例法第5条の4に基づく新市の附属機関です。
- ・ 地域審議会は、新市に必置の機関ではないため、その必要性を総合的に検討する必要があります。
- ・ なお、地域審議会の設置については、協議会の協議結果に基づいて、市町が法的な協議を行うことにより定められますが、この「協議」には1市2町の議会の議決が必要です。（通常合併の議決と同一議会において処理。）

9 地方税の取扱い

- ・ 合併特例法においては、合併後直ちに合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くこととなる場合、合併の年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと（課税免除）又は不均一の課税をすることができるとする特例が設けられています。
- ・ 1市2町では、都市計画税、法人住民税（法人税割）、個人住民税（均等割）など

の税目について税率が異なっており、これらを統一するか、経過的に不均一課税（課税免除）するかについて協議の上調整する必要があります。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- ・ 市町村合併によって消滅することとなる市町村の一般職員は、いったんその身分を失うこととなります。そこで、合併特例法において、合併関係市町村は、一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとする特例が設けられています。
- ・ また、同様に、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱わなければならないこととされていることから、新設合併の場合は、合併前後で不均衡の生じないよう、編入合併の場合は編入される側につき編入する市町村の任免、給与その他の身分取扱いに均衡を図っていく旨を協議し、取り決める必要があります。

11 特別職の身分の取扱い

- ・ 議会議員以外の市町村長、助役、収入役、各種委員会委員、各種審議会委員等の特別職の職員は、新設合併の場合には全員が失職し、新市で新たに選任されることとなります。
- ・ これに対して、編入合併の場合には、編入する市町の特別職には身分の異動がない一方、編入される市町の特別職の職員が全員失職します。
- ・ これに対して、先進事例では、失職した特別職の知識と能力を活用するため、合併市町村が新たに特別職として採用する例などがあります。

12 条例・規則等の取扱い

- ・ 新設合併の場合には、市町の条例、規則等が失効し、編入合併の場合には、編入される市町の条例、規則等が失効することとなります。
- ・ このことから、合併に伴ってどのように条例、規則等を制定・改廃し、新市に適用するのかについて、あらかじめ協議の上、取り決めておくことが必要です。

13 事務組織及び機構の取扱い

- ・ 新市の事務組織及び機構については、合併後の事務に支障のないようにあらかじめ整理しておく必要があります。
- ・ 具体的な組織づくりについては、協議会における各種事務事業の調整結果に基づいて、合併時まで調整していくこととなりますが、協議会では、このような事務的な調整に際しての指針について協議の上決定する例が一般的です。
- ・ なお、旧市町村の役所（役場）等の支所（出張所）としての活用については、新市町村の事務の効率化と住民の利便性とを検討し、そのあり方について協議会において協議する必要があります。

14 一部事務組合等の取扱い

- ・ 1市2町が構成団体又は当事者となっている一部事務組合、協議会等については、編入合併における編入する側の市町を除いて、法人格が消滅することとなるので、その取扱いを協議会で協議しておく必要があります。

15 使用料・手数料等の取扱い

- ・ 1市2町の間で、同一目的の施設や、同一種類の事務であるにもかかわらず、使用料や手数料が異なっているものについては、その取扱い方針について協議会の協議により、調整を図る必要があります。

16 諮問機関等の取扱い

- ・ 市町には、法定、任意を問わず各種の委員会、審議会、協議会などの執行機関や諮問機関等が設置されています。
- ・ これらの機関については、新市における設置の要否や委員構成などについて、あらかじめ協議の上、方針を取り決めておくことが必要です。

17 補助金・交付金等の取扱い

- ・ 1市2町が独自の施策として実施している各種団体等に対する補助金や交付金等の財政的支援については、その行政目的に照らしながら、経緯や実情を踏まえて、今後のあり方を調整する必要があります。
- ・ 一般的には、合併関係市町村間の同種の支援制度の取扱いは統一し、個々の市町村独自の制度については、新市町村全体の均衡を考慮しながら調整する取扱いとなることが考えられます。

18 町名・字名の取扱い

- ・ 町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても大変愛着が深いものであるため、協議会においてその調整方針について十分に協議する必要があります。
- ・ 先進事例では、合併しても従来どおり町字名を存続させるケースも見受けられるところです。
- ・ なお、合併に伴って、町、字の区域や名称を新設・廃止又は変更する場合には、市町村議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出る必要があります。

19 慣行の取扱い

- ・ 市町章、市町民憲章、市町歌、市町の花、木、鳥等、各種宣言、祭事、成人式、表彰制度等の慣行については、地域の伝統文化、歴史等の保存の要請と新市町村の一体性の速やかな確保の要請とのバランスに留意しながら、協議会において調整を図る必要があります。

20 行政区の取扱い

- ・ 行政区は、市町の行政と地域とを結ぶ重要な役割を果たしています。
- ・ 市町の間、区長に対する報償費の取扱いや公達員制度等の行政区に関する制度について相違がある場合には、協議会において調整を図る必要があります。

21 公共的団体等の取扱い

- ・ 公共的団体等のあり方は、原則としてそれぞれの団体が自主的に決定すべき事項ですが、合併協議において、あらかじめ新市としての考え方を整理するのが一般的です。
- ・ なお、合併特例法においては、旧市町村の区域内の公共的団体等について、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないこととされています。

22 国民健康保険事業の取扱い

- ・ 国民健康保険は、市町村が保険者となって運営されていますが、税率、納期等が市町によって異なることから、その一元化を図る必要があります。
- ・ この場合、住民の負担と受けている給付内容について、新市町村の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情を把握し、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に調整することが求められます。
- ・ 一方、合併時には負担が低い基準に合わせたものの、全国的な医療費の給付の増加、診療報酬の改定等の理由により、全国的な流れに合わせて合併後に負担を引き上げざるを得なかった事例もあるとされ、このような場合には、負担増が合併に伴う引き上げではないことについて、十分な理解を求めていく必要があります。

23 介護保険事業の取扱い

- ・ 介護保険に係る住民負担については、新市において早期に事業の一体性を確保し、市民福祉の向上を図ることができるよう、内容を精査の上、協議会において調整を図る必要があります。

24 消防団の取扱い

- ・ 1市2町においては、常備消防についてはすでに広域化が図られ、統一が図られていますが、非常備消防組織（消防団）については、市町ごとに組織構成、待遇等が異なるため、協議会において調整方針を定める必要があります。
- ・ なお、これらの取扱いについては、合併時に統合することが適切であるとされていますが、暫定的に従来のままとし、順次、改編していくという手法を採用することも考えられるところです。

25 各種事務事業の取扱い

- ・ 現在、市町が実施している各種事務事業のうち、住民の生活に影響を及ぼす主要なものについては、個々の事業ごとに、協議会において、事務事業によって達成すべき目的やサービスの対象に即して総合的に検討の上、調整方針を協議する必要があります。

26 新市建設計画

- ・ 新市建設計画（市町村建設計画）は、合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として合併協議会が作成するもので、1市2町の住民が合併の適否を判断するために必要となる新市のビジョンを明らかにする役割を果たします。
- ・ また、新市に対する国・県のさまざまな財政的支援措置についても、この新市建設計画を基礎として講じられることとされています。

新市建設計画の具体的な内容について、合併特例法は次の4項目を例示しています。

合併市町村の建設の基本方針

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

公共的施設の統合整備に関する事項

合併市町村の財政計画